

4 協議事項

(3) 地域公共交通計画の認定申請

令和8年6月17日

(名称) 飯田市地域公共交通改善市民会議

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

(1) 南信州地域の現状と南信州地域交通問題協議会との関わり

南信州圏域(1市3町10村)は、険しい地形の中に集落が点在し、広大なエリアに人口が分散しているため、移動の効率化が難しい地域構造にある。自家用車が生活に不可欠な一方、公共交通は高校生の通学や免許返納後の高齢者の移動など、日常生活や地域経済を支える公共の福祉として代替不可能な役割を担っている。

しかし、少子高齢化の加速にともない住民の移動手段の担保が最重要課題となる一方で、コロナ禍以降の人材流出や「2024年問題」による制約、運転手のなり手不足と高齢化が深刻化しており、従来の運行モデルは行政の補助・事業者の努力だけでは徐々に限界を迎えつつある。

こうした市町村の枠を越えた移動手段の在り方の検討、広域的な交通網の維持・確保に向け、行政、公共交通事業者、福祉事業者、利用者、さらには道路管理者や公安委員会等の関係機関が一堂に会し、実務的な合意形成を図る場として、法定協議会「南信州地域交通問題協議会」が機能している。

現在は、同協議会が策定した「南信州地域公共交通計画」に基づき、福祉・教育・観光等のまちづくりと連携した交通ネットワークの形成を目指している。地域内の公共交通網を基幹・支線へと体系化し、統一的な運行ルールの構築や乗り継ぎの利便性向上、地域輸送資源の総動員による持続可能な旅客運送サービスの提供に向けて、各市町村における具体的な取り組みと効率的な路線運行を推進している。

(2) 飯田市域における現状と事業の目的・必要性

飯田市においては、周辺自治体へ通じる広域幹線鉄道であるJR飯田線が南北を縦断するとともに、交通結節点である飯田駅を拠点に、市内および周辺町村の各地区へ放射状に伸びる路線バスや乗合タクシーにより公共交通網が構成されている。

これらの公共交通は、中心市街地の商業機能の郊外シフトや、生活圏のロードサイド大型店・飯田市立病院等への拡大・変容に伴い、車を運転できない高齢者の通院・買い物や学生の通学など、当市および近隣住民の日常の移動を最低保証する役割を果たしている。特に、河岸段丘特有の急激な高低差や、集落が点在する中山間地域においては、住民の日常生活の足を支える主たる役割を担っている。

しかし、現在の利用者数は横ばいであるものの、人口減少や自家用車の高い普及率、今後の少子高齢化のさらなる進行に伴い、中長期的には減少を続けていくものと見込まれる。さらに、全国的な課題である運転手のなり手不足と高齢化の深刻化も加わり、地域社会を支える公共交通網そのものの維持が困難となる事態が強く懸念されている。

このような現状から、将来的な公共交通網のあり方や効率化への議論を並行して進めつつも、対象路線の利便性を高め、住民に実際に利用され続ける持続可能な路線として機能させていくことが現実的かつ不可欠な課題となっている。

地域公共交通確保維持事業により、生活交通路線を確保・維持し、運行内容の不断の見直しや利便性向上を図りながら、住民に利用される移動の足を安定的に存続させることで、住民の生活交通手段および地域社会の基盤を将来にわたって維持していくことが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

① 利用者数

1 運行あたりの利用者数を指標とし、令和7年度実績（令和6年10月～令和7年9月）を下回らないことを目標とする。

1 運行あたりの利用者数

系 統 名	R9 目標	R7 実績
広域バス遠山郷線	7.2 人	5.8 人
広域バス平岡線	3.5 人	3.5 人
広域バス阿島線	13.7 人	13.7 人
広域バス阿島線（ほっ湯アップル経由）	9.9 人	9.9 人
市民バス千代線	5.8 人	5.8 人
市民バス久堅線	5.4 人	5.4 人
市民バス三穂線	5.3 人	5.3 人
乗合タクシー竜東線	2.0 人	2.0 人
乗合タクシー遠山郷高校通学支援線	2.0 人	1.4 人
乗合タクシー三穂線	2.0 人	1.9 人
乗合タクシー平岡線	2.0 人	0.8 人
乗合タクシー上市田線	2.0 人	1.7 人

② 収支

1 年あたりの収支を指標とし、令和7年度（令和6年10月～令和7年9月）収支欠損額を上回らないことを目標とする。

1 年あたりの収支（千円）

系 統 名	R7 運行経費	R7 運行収益	R7 収支
広域バス遠山郷線	48,151	3,435	▲44,716
広域バス平岡線	1,420	184	▲1,236
広域バス阿島線	13,515	2,213	▲11,302
広域バス阿島線（ほっ湯アップル経由）	14,301	1,456	▲12,845
市民バス千代線	9,571	173	▲9,398
市民バス久堅線	8,250	326	▲7,924
市民バス三穂線	7,489	312	▲7,177
乗合タクシー竜東線	15,998	1,828	▲14,170
乗合タクシー遠山郷高校通学支援線	3,270	1	▲3,269
乗合タクシー三穂線	7,442	917	▲6,525
乗合タクシー平岡線	8,007	564	▲7,443
乗合タクシー上市田線	8,896	647	▲8,249

③ 費用に係る国又は地方公共団体の支出の額

②収支に関する目標と同様に、令和7年度収支欠損額を上回らないことを目標とする。

(2) 事業の効果

過疎地域を含む中山間地域の路線を維持することにより、高齢者、学生等の交通弱者の日常生活に必要な移動手段が確保される。

通勤通学による利用者が比較的多い朝夕の時間帯については、市民バスの定時定路線運行を行い、高齢者が通院や買い物に利用する昼間の時間帯については、乗合タクシーを運行させることにより効率的な運行体系を実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

(1) 運行態様の検討（南信州地域公共交通計画 P24）

- ・部会での利用者ニーズに沿った運行計画の検討（飯田市地域公共交通改善市民会議）
- ・移動困難者等の移動手段確保の研究（飯田市、事業者）

(2) 利用促進（南信州地域公共交通計画 P25）

- ・市民バス及び乗合タクシーのクーポン券発行（飯田市地域公共交通改善市民会議）
- ・マタニティ割引、親子割引、休日ファミリー割引等（飯田市地域公共交通改善市民会議）
- ・運転免許自主返納者へのクーポン券交付（飯田市、飯田市地域公共交通改善市民会議）
- ・運転免許自主返納者証提示による運賃半額割引（飯田市、事業者）

(3) 情報提供・啓発（南信州地域公共交通計画 P26）

- ・バス、乗合タクシー時刻表の全戸配布（飯田市地域公共交通改善市民会議）
- ・バス・乗合タクシー乗り方教室出前講座の実施（飯田市）
- ・イベントでのラッピングバスの展示（飯田市、南信州地域交通問題協議会、事業者）
- ・バスロケーションシステムによる運行情報の提供（飯田市地域公共交通改善市民会議）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

表1を添付。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

飯田市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。ただし、市町村を跨ぐ路線については、運行支援補助金に関する覚書による支出割合で負担することとしている。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

- ・利用者数や収支など数値指標による検証
- ・住民ヒアリング（飯田市地域公共交通改善市民会議部会、出前講座等）

7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

【地域内フィーダー系統のみ】

表5を添付。

11. 車両の取得に係る目的・必要性

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

山間地の急峻な地形を走る長距離路線の遠山郷線において、耐用年数を大幅に超過し使用22年・走行距離52万キロ超と消耗の激しかった車両について、安全な輸送体制の構築と和田行きの朝の通学手段の確保を図るため、中型バス車両1台を新たに導入した。

購入年月日、台数

令和8年3月18日購入…1台

12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

- ・遠山郷線の1便当たり乗車人数を7.2人/便以上とする（R7実績5.8人/便）。

年間の便数、利用者数及び1便当たり乗車人数

	年間便数	利用者数	1便当たり乗車人数
R7年度実績	1,931	11,215	5.8
R9年度目標	2,188	15,715	7.2
差	128	5,000	2.0

※便数増加に伴う運行経費増は113%と見込む(2,188便/1,931便)。

(2) 事業の効果

車両導入により平日朝に和田方面行きのダイヤが新たに設定され、通学に必要な移動手段が確保されるとともにサービス向上となり、一層の利用促進に繋がる。

また、ノンステップバスへの車両更新により、安全運行を確保しつつ、利用者の利便性向上が図られる。

さらに、低燃費車の導入で燃料費の削減による収支改善、温暖化対策への貢献が期待でき、公共交通としての役割を担うことができる。

13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 **【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

表8を添付。

なお、飯田市が国庫補助金を差し引いた差額分を負担することとしている。

14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

① 車両の代替による費用削減等の内容

- ・ 公有民営方式車両購入費国庫補助金により取得した車両を活用することにより、バス事業者の初期投資費用の負担軽減を図る。
- ・ 耐用年数を大幅に経過した車両の更新により、修繕費の抑制を図る。

② 代替車両を活用した利用促進策

- ・ 利用者のニーズに合わせた運行ダイヤの見直し（和田方面行き通学便の設定）。
- ・ ノンステップバスの導入により円滑な乗降が可能となり、快適性が向上。

15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

※該当なし

(2) 事業の効果

※該当なし

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 **【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

※該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

平成19年7月27日	設立
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年2回以上開催（必要に応じ書面開催）。 ・ 地域との検討、意見交換の場として路線別地域部会（7つ）を毎年開催。
令和元年6月28日	令和元年度 第1回飯田市地域公共交通改善市民会議 <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共交通の日（運賃一律100円）の実施開始 ・ 消費税率変更に伴う運賃改定について → 運賃は据置
令和6年1月30日	令和5年度 第2回飯田市地域公共交通改善市民会議 <ul style="list-style-type: none"> ・ 運転手の減員及び働き方改革対応に伴う路線バスの減便
令和6年6月17日	令和6年度 第1回飯田市地域公共交通改善市民会議 <ul style="list-style-type: none"> ・ 協議会規約の改正（運賃協議のための部会設置）
令和7年6月19日	令和7年度 第1回飯田市地域公共交通改善市民会議 <ul style="list-style-type: none"> ・ 公有民営によるバス車両の導入
令和7年12月10日	令和7年度 第2回飯田市地域公共交通改善市民会議 <ul style="list-style-type: none"> ・ 乗合タクシー山本西部山麓線の運行エリア追加

19. 利用者等の意見の反映状況

自治会や福祉関係者等から構成される部会を路線ごとに設け、運行改善等について協議している。路線部会は年1回以上開催。

- ・平成24年4月 要望のあった高齢者回数券を設定した。
- ・平成25年4月 バス運賃を10円単位の距離従量制から100円単位の地区別エリア制に見直し、あわせて定期券額の見直しを行った（実証実験）。
- ・平成26年4月 運転免許証自主返納者に対する回数券交付支援制度を開始。
- ・令和2年4月 乗合タクシー山本西部山麓線の本格運行を開始した。
- ・令和5年8月 公共交通に関する市民アンケートの実施 →令和6年3月実証運行
- ・令和7年4月 遠山郷エリアを除く乗合タクシーについて、共通乗入エリアを設定し乗降可能な保険医療機関を大幅に増やした。
- ・令和8年4月 運転免許証自主返納者証提示による運賃半額割引の実証実験（飯田市）。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）長野県飯田市大久保町 2534 番地

（所 属）飯田市リニア推進部リニア推進課公共交通係

（氏 名）榎原 竜平 、田間 優月

（電 話）0265-22-4511 内線 3321、3313

（e-mail）kotsu@city.iida.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。